

議 第 17 号

令和 7 年 3 月 27 日提出

熊本市教育委員会の権限に属する事務の補助執行に関する規則の一部改

正について

熊本市教育委員会の権限に属する事務の補助執行に関する規則の一部を次のように
改正したいので議決を求める。

熊本市教育長 遠 藤 洋 路

熊本市教育委員会の権限に属する事務の補助執行に関する規則の一部を改正す
る規則

熊本市教育委員会の権限に属する事務の補助執行に関する規則（平成 24 年教育委
員会規則第 4 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条の表各区役所総務企画課長の項第 1 号を削り、同項第 2 号中「使用許可」の
次に「（日中に限る。）」を加え、同号を同項第 1 号とし、同項中第 3 号を第 2 号とする。

附 則

この規則は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

（提出理由）

「熊本市公共施設予約システム」（令和 6 年（2024 年）12 月 1 日導入）により、
令和 7 年（2025 年）4 月 1 日から夜間開放学校施設の使用許可に関する事務業務
が不要になること。夜間については、スポーツ振興課長に補助執行させているため、
西区役所総務企画課長に補助執行させるのは、熊本市旧学校利用施設条例第 3 条第 2
項第 1 号に定める日中に限るということを明確にするために、所要の改正を行う必要
があることから、熊本市教育委員会教育長事務委任等規則（昭和 27 年教育委員会規

則第6号) 第1条第8号の規定に基づき、議決を求めるものである。

これが、この議案を提出する理由である。

熊本市教育委員会の権限に属する事務の補助執行に関する規則（平成24年教育委員会規則第4号）新旧対照表

改正後（案）	現行	備考
<p>(事務の内容)</p> <p>第2条 教育委員会は、次の表の左欄に掲げる市長の補助機関たる職員に同表右欄に掲げる事務を補助執行させる。ただし、当該事務のうち、教育長及び教育次長の執行する事務であったものについてはその上司である局長又は区長に、熊本市教育委員会事務局事務専決規程（平成28年教育長訓令第2号）において次の各号に掲げる者の専決であったものについてはその上司である当該各号に定める者に補助執行させる。</p> <p>(1) 教育委員会事務局各部長 部長</p> <p>(2) 教育委員会事務局各課長 課長又はまちづくりセンター所長</p>	<p>(事務の内容)</p> <p>第2条 教育委員会は、次の表の左欄に掲げる市長の補助機関たる職員に同表右欄に掲げる事務を補助執行させる。ただし、当該事務のうち、教育長及び教育次長の執行する事務であったものについてはその上司である局長又は区長に、熊本市教育委員会事務局事務専決規程（平成28年教育長訓令第2号）において次の各号に掲げる者の専決であったものについてはその上司である当該各号に定める者に補助執行させる。</p> <p>(1) 教育委員会事務局各部長 部長</p> <p>(2) 教育委員会事務局各課長 課長又はまちづくりセンター所長</p>	
<p>労務厚生課長</p> <p>(1) 教育委員会関係職員（市立学校の教育職員及び学校栄養職員並びに市立小学校、市立中学校及び市立特別支援学校の事務職員を除く。）の扶養手当、住居手当、通勤手当及び単身赴任手当に係る届の認定に関すること。</p> <p>(2) 地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条の2第1項の会計年度任用職員（外国语指導助手及び市立学校（市立高等学校を除く。）の非常勤</p>	<p>労務厚生課長</p> <p>(1) 教育委員会関係職員（市立学校の教育職員及び学校栄養職員並びに市立小学校、市立中学校及び市立特別支援学校の事務職員を除く。）の扶養手当、住居手当、通勤手当及び単身赴任手当に係る届の認定に関すること。</p> <p>(2) 地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条の2第1項の会計年度任用職員（外国语指導助手及び市立学校（市立高等学校を除く。）の非常勤</p>	

	講師を除く。) の通勤手当又は通勤に係る費用弁償の認定に関すること。		講師を除く。) の通勤手当又は通勤に係る費用弁償の認定に関すること。
生涯学習課長	<p>(1) 生涯学習の推進に係る企画及び実施に関すること。</p> <p>(2) 社会教育に関する諸施策の企画及び実施に関すること。</p> <p>(3) 社会教育委員に関すること。</p> <p>(4) 公民館の設置及び廃止に関すること。</p> <p>(5) 公民館の総括に関すること。</p> <p>(6) 関係教育機関との連絡及び調整に関すること。</p>	生涯学習課長	<p>(1) 生涯学習の推進に係る企画及び実施に関すること。</p> <p>(2) 社会教育に関する諸施策の企画及び実施に関すること。</p> <p>(3) 社会教育委員に関すること。</p> <p>(4) 公民館の設置及び廃止に関すること。</p> <p>(5) 公民館の総括に関すること。</p> <p>(6) 関係教育機関との連絡及び調整に関すること。</p>
文化財課長	文化財の保存及び活用並びに埋蔵文化財の発掘調査に関すること。	文化財課長	文化財の保存及び活用並びに埋蔵文化財の発掘調査に関すること。
スポーツ振興課長	<p>(1) 熊本市立学校施設使用条例施行規則（平成14年教委規則第9号）第2条第2項に定める夜間開放に関すること。</p> <p>(2) 熊本市旧学校利用施設条例（平成29年条例第12号）第2条に定める施設の開放（夜間に限る。）に関すること。</p>	スポーツ振興課長	<p>(1) 熊本市立学校施設使用条例施行規則（平成14年教委規則第9号）第2条第2項に定める夜間開放に関すること。</p> <p>(2) 熊本市旧学校利用施設条例（平成29年条例第12号）第2条に定める施設の開放（夜間に限る。）に関すること。</p>
みどり公園課長	<p>(1) 学校の高木管理に関すること。</p> <p>(2) 学校林の維持管理に関すること。</p>	みどり公園課長	<p>(1) 学校の高木管理に関すること。</p> <p>(2) 学校林の維持管理に関すること。</p>
花とみどり協働課長	学校緑化コンクールに関すること。	花とみどり協働課長	学校緑化コンクールに関すること。

各区役所区民課長、各総合出張所長及び芳野分室長	学齢児童生徒に係る転入学通知書の作成、交付及び通知に関すること。	各区役所区民課長、各総合出張所長及び芳野分室長	学齢児童生徒に係る転入学通知書の作成、交付及び通知に関すること。
各区役所総務企画課長	<p>【削る】</p> <p>(1) 熊本市旧学校利用施設条例第2条に定める施設の使用許可（日中に限る。）に関すること（西区役所総務企画課長に限る。）。</p> <p>(2) 各区内公民館の連絡及び調整並びに生涯学習支援に関すること。</p>	各区役所総務企画課長	<p>(1) 熊本市立学校施設使用条例施行規則第5条第1項に定める夜間開放学校施設の使用許可に関すること。</p> <p>(2) 熊本市旧学校利用施設条例第2条に定める施設の使用許可に関すること（西区役所総務企画課長に限る。）。</p> <p>(3) 各区内公民館の連絡及び調整並びに生涯学習支援に関すること。</p>
各まちづくりセンター所長	<p>(1) 生涯学習支援に関すること（河内まちづくりセンター所長及び城南まちづくりセンター所長を除く。）。</p> <p>(2) 公民館の管理及び運営に関すること（河内まちづくりセンター所長及び城南まちづくりセンター所長を除く。）。</p> <p>(3) 公民館の使用許可に関すること（河内まちづくりセンター所長及び城南まちづくりセンター所長を除く。）。</p> <p>(4) 公民館の事業の企画及び実施に関すること（河内まちづくりセンター所長及び城南まちづくりセンター所長を除く。）。</p>	各まちづくりセンター所長	<p>(1) 生涯学習支援に関すること（河内まちづくりセンター所長及び城南まちづくりセンター所長を除く。）。</p> <p>(2) 公民館の管理及び運営に関すること（河内まちづくりセンター所長及び城南まちづくりセンター所長を除く。）。</p> <p>(3) 公民館の使用許可に関すること（河内まちづくりセンター所長及び城南まちづくりセンター所長を除く。）。</p> <p>(4) 公民館の事業の企画及び実施に関すること（河内まちづくりセンター所長及び城南まちづくりセンター所長を除く。）。</p>

	<p>長を除く。)。</p> <p>(5) 中央公民館に関すること（中央区まちづくりセンター所長に限る。）。</p> <p>(6) とみあい図書館の図書、記録、郷土資料、地方行政資料、刊行物その他必要な資料の収集、整理、保存及び廃棄に関すること（富合まちづくりセンター所長に限る。）。</p> <p>(7) とみあい図書館サービスに関すること（富合まちづくりセンター所長に限る。）。</p> <p>(8) とみあい図書館事業の企画及び実施に関すること（富合まちづくりセンター所長に限る。）。</p>	<p>長を除く。)。</p> <p>(5) 中央公民館に関すること（中央区まちづくりセンター所長に限る。）。</p> <p>(6) とみあい図書館の図書、記録、郷土資料、地方行政資料、刊行物その他必要な資料の収集、整理、保存及び廃棄に関すること（富合まちづくりセンター所長に限る。）。</p> <p>(7) とみあい図書館サービスに関すること（富合まちづくりセンター所長に限る。）。</p> <p>(8) とみあい図書館事業の企画及び実施に関すること（富合まちづくりセンター所長に限る。）。</p>	
各交流室長	<p>(1) 生涯学習支援に関すること。</p> <p>(2) 公民館の管理及び運営に関するこ と。</p> <p>(3) 公民館の使用許可に関するこ と。</p> <p>(4) 公民館の事業の企画及び実施に 関すること。</p> <p>(5) 五福小学校プールの管理及び運営 に関するこ と（五福交流室長に限 る。）。</p>	各交流室長	<p>(1) 生涯学習支援に関するこ と。</p> <p>(2) 公民館の管理及び運営に関するこ と。</p> <p>(3) 公民館の使用許可に関するこ と。</p> <p>(4) 公民館の事業の企画及び実施に 関すること。</p> <p>(5) 五福小学校プールの管理及び運営 に関するこ と（五福交流室長に限 る。）。</p>

附 則

この規則は、令和7年4月1日から施行する。